

高知県個人情報保護審議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、高知県個人情報保護審議会規則（令和5年高知県規則第21号）第8条の規定に基づき、高知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の開催）

第2条 審議会は、次に掲げるときに会議を開く。

- （1）高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の規定に基づき知事から諮問があったとき。
- （2）知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号）の規定に基づき知事から諮問があったとき。
- （3）高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年高知県条例第45号）の規定に基づき議会の議長から知事に対して諮問するよう求められたことにより知事から諮問があったとき。
- （4）その他会長が必要があると認めたとき。

（議事録の作成）

第3条 審議会は、次の事項を記載した要点筆記により議事録を作成する。

- （1）会議の日時及び場所
- （2）出席者の氏名
- （3）会議に付した事案の案件
- （4）議事の概要
- （5）その他必要な事項

2 審議会の議事録は、会長の確認により、確定するものとする。

（会長の専決事項）

第4条 高知県個人情報保護審議会規則第4条の規定に基づく意見の聴取は、会長の専決により処理することができる。

（書面開催）

第5条 会長は、集合して会議を開催しなくても、各委員からの意見を確認する書面（以下この条において「意見確認書」という。）の返信によって各委員からの意見の取りまとめが可能である場合は、審議会を書面で開催すること（次項において「書面開催」という。）ができるものとする。

- 2 会長は、書面開催の実施に当たり、通知により諮問書（添付書類を含む。）、意見確認書、参考書類等を、返信期日を指定して全委員に送付するものとする。
- 3 返信期日内に全委員から返信されたことをもって会議が開催されたものとし、委員は、返信をもって会議に出席したものとする。ただし、病気その他のやむを得ない理由により返信期日内に返信できない委員がある場合は、会長は、返信期日を延長することができる。
- 4 意見確認書は、委員の署名又は捺印がないものは無効とする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月21日条例第34号）

最終改正:

改正内容:令和4年10月21日条例第34号 [令和5年4月1日]

（高知県個人情報保護審議会）

- 第9条 法第129条の規定に基づき、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。
- 2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴くものとする。
- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（規則で定める軽微なものである場合を除く。）
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、法第62条の規定による利用目的の明示の具体的方法、法第65条の規定に基づく正確性の確保のための方策、法第66条の規定による安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号の本人の同意の取得方法その他の県の機関等における個人情報の取扱いに関する運用についての細則を定めようとする場合
- 3 審議会は、前2項に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の4第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議することができる。
- 4 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 9 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
- 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 12 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
-

最終改正:

改正内容:令和5年3月24日規則第21号 [令和5年4月1日]

○高知県個人情報保護審議会規則

令和5年3月24日規則第21号

高知県個人情報保護審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号。以下「条例」という。）第9条第12項の規定に基づき、高知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開する。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（委員以外の者の出席等）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

（審議会の意見を要しない軽微な改正）

第5条 条例第9条第2項第1号の規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

（1）他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

（2）前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な改正

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、高知県総務部法務文書課において処理する。ただし、条例第9条第3項に規定するものに係る庶務は、高知県総務部法務文書課及び市町村振興課において処理する。

（書記）

第7条 審議会に書記若干人を置く。

2 書記は、高知県総務部法務文書課及び市町村振興課の職員のうちから、知事が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受け、審議会の庶務に従事する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。